

共同研究「EUのリニエンシー制度の研究」(概要)

平成 26 年 12 月
C P R C 事務局

1 本研究の目的・報告書の構成

本共同研究の趣旨・問題意識

- ・ EUのリニエンシー制度について、その運用及びそれに対する実務・学説の評価について整理し、今後、我が国における課徴金減免制度に係る政策課題について検討する際の基礎資料とする。
- ・ 特に 2006 年改正において導入された制度・概念に注目し、裁量型課徴金制度や和解制度との関係も踏まえつつ、欧州における制度改革の意図と効果を研究する。

報告書の構成

- ・ 減免要件を中心として、EUのリニエンシー制度の概要について概観する(第2章)。
- ・ 文献調査及び実務家(弁護士等)、競争当局関係者の双方へのヒアリング調査により、制度の特徴、問題点等を整理する(第3章)。
- ・ 文献調査及びヒアリング調査により、和解制度とリニエンシー制度との関係について検証する(補論)。

(まとめ：第4章)

- ・ リニエンシー制度が実効的に機能するためには、制度を利用しようとする事業者にとっての予測可能性が確保されていることが前提。EUにおける2006年改正の意義も、制度運用における欧州委員会の裁量を抑制し、事業者の予測可能性を確保しようとする点にある。もっとも、現在の制度においても、EUでは、提出する情報の価値、協力義務の履行等について、委員会に裁量的な評価を行う余地を認めている。また、一定の裁量性が存在することによってリニエンシー制度の実効性が向上している可能性がある。
- ・ EUにおいては、リニエンシー制度のみならず、その前提となる違反行為の構成要件、裁量的な制裁金制度、違反行為の立証方法、またその統制としての司法審査、情報開示の方法・範囲等、広い視点からリニエンシー制度の改善が検討されてきたのであり、この点は、我が国における課徴金減免制度の在り方について検討する場合においても参考となる。

2 研究メンバーと執筆分担

主査
武田邦宣 大阪大学大学院法学研究科教授・CPRC主任研究官

第1章 はじめに
全研究メンバー

第2章 EUリニエンシー制度の概要
高居良平 CPRC研究員・審査局管理企画課課徴金減免管理官
能勢弘章 CPRC研究員・経済取引局取引部取引企画課
牧原祐記 CPRC研究員・審査局第四審査
白川慶 CPRC研究員・審査局管理企画課課徴金減免管理官付

第3章 実際の制度運用
(欧州の状況) 和久井理子 元CPRC客員研究員
立教大学法学部特任教授/大阪市立大学大学院法学研究科特別研究員
(比較検討) 武田邦宣 CPRC主任研究官・大阪大学大学院法学研究科教授
和久井理子 元CPRC客員研究員
立教大学法学部特任教授/大阪市立大学大学院法学研究科特別研究員
斉藤高広 CPRC客員研究員・金沢大学人間社会研究域法学系教授

第4章 おわりに
全研究メンバー

補論 和解制度
斉藤高広 CPRC客員研究員・金沢大学人間社会研究域法学系教授

3 EUリニエンシー制度の概要とその運用

1 欧州競争法の概要

(1) 違反行為及び制裁

- ・ 欧州連合の機能に関する条約第 101 条において競争制限的協定・協調的行為等を規制。
- ・ 欧州委員会は、第 101 条違反について決定をもって、違反行為の排除を命じること及び制裁金(名宛人の直近の事業年度における総売上高の 10%まで)を課することができる(理事会規則 1/2003 号第 7 条第 1 項)。
- ・ 欧州委員会は、制裁金額設定についての裁量を有しており、「制裁金額の設定に関するガイドライン」に基づき制裁金額の算定を実施。
- ・ 刑事制裁及び個人に対する制裁は存在しない。

(2) リニエンシー制度の導入、改正及び申請状況

- ・ 「カルテル事件における制裁金の免除又は減額に係る告示」により、第 101 条違反のうちの水平的カルテルに対する制裁金の減免制度(リニエンシー制度)を導入(1996 年)。
- ・ 事業者が、自身が関与した違反行為を欧州委員会に自主的に報告し、その報告内容及び提出証拠が一定の基準を満たし、かつ、調査協力等の要件を満たす場合は、当該事業者に対する制裁金を免除又は減額される。
- ・ 2002 年の改正を経て、2006 年 12 月に新たなリニエンシー告示を採択。
- ・ 2002 年から 2013 年 9 月頃までの間において、欧州委員会は 291 件の免除申請、278 件の減額申請を受理している。

(3) 和解制度

- ・ リニエンシー制度とは別に、決定の採択に至る手続を簡略化及び迅速化させることを目的として、カルテル事案に関する和解手続を導入(2008 年)。
- ・ 関係人が違反行為への関与を認め、その責任を負うとする場合には、欧州委員会の決定の採択に至る手続が簡略化され、制裁金が一律 10%減額される。
- ・ 事件発掘や情報収集を目的とするリニエンシー制度とは性格が異なるとされている(リニエンシー制度による減額措置に加えて、和解制度に基づく減額を受けることも可能。)
- ・ 和解手続の適用を判断するに当たり、欧州委員会は広範な裁量を有する。

2 制裁金の免除

(1) 概要

- ・ 事業者がカルテルへの関与について最初にリニエンシーを申請し、かつ、一定の要件を満たす場合、欧州委員会は、当該事業者本来課される制裁金を免除する（免除が認められるのは、最大1社。）。
- ・ 欧州委員会は、異議告知書を発出した後、以後の制裁金免除申請を認めないとの取扱いができる（告示(14)）。

(2) 申請手続

免除申請を行おうとする事業者は、正式申請（コーポレート・ステートメント等によってカルテル行為に関係する可能な限りの情報及び証拠を提供する）前に一次的な申請（マーカー申請）を行うこと又は仮申請を行うことが可能（マーカー申請と仮申請を同時に行うことはできない。）。

【マーカー申請】（2006年の告示改正により規定）

- ・ 正式に免除申請を行うために必要な証拠が揃っていない申請者が優先権を得るために認められるもの。一定期間（マーカー期間）内に、関連資料の提出を行うことを条件に免除申請者としての地位が確保される。
- ・ 申請者は、申請に際し、①事業者名及び所在地、②カルテルの当事者、③影響が及ぶ製品及び地理的領域、④カルテルの推定継続期間、⑤カルテル行為の性質について情報提供するとともに、⑥他の競争当局に過去に行ったりリニエンシー申請の有無等について情報提供し、マーカーの地位を要求する正当性について証明しなければならない（告示(15)）。
- ・ マーカーの付与の是非及びマーカー期間の設定については、欧州委員会サービス部門（競争総局）に裁量。
 - 直ちに正式申請を行うことができるはずであると欧州委員会が判断した場合には、マーカーは認められない。
 - 実際の事例においてマーカー期間がどの程度付与されたかについては公表されていないが、2～4週間であることが多い模様。
- ・ 実務では、マーカーの申請は行われることが通常であって、社内調査を行い、ある程度の証拠と違反行為のストーリーが判明したら、欧州委員会にマーカー申請のアポイントを取ることが通例となっている。
- ・ 事業者は、マーカーの有無を電話で確認することができる。
- ・ フランスやドイツでは、減額申請者にもマーカーが与えられ、マーカーの付与について競争当局に裁量はない。
- ・ 米国においては、マーカーは与えられるのが通常であり、マーカー期間はケース・バイ・ケースで設定される。EUのマーカー制度は、マーカー付与の過程で要求する情報の量が、米国に比べて多いとの指摘がある。

【仮申請】

- ・ 申請者は、カルテルに關与している事業者名やカルテルできるデータを削除し、編集した上で申請を行うことができる。対象商品又は役務、地理的範囲及び推定継続期間について明確に特定するとともに、後日提出を予定する証拠の詳細の説明リストを提出する。
- ・ 欧州委員会は、申請内容が免除要件と合致するか否かを申請者に対して連絡するとともに、後日提出された証拠が仮申請の内容と一致していた場合には条件付免除を認める。
- ・ 免除を得られるための条件の具備（カルテルが本当に存在するのか、現在保有している証拠が十分なものか等）に疑義が存在するときには有用な制度。ただし、正式申請として順位が確保されるわけではない。

(3) 免除要件

【報告する情報及び証拠の内容】

（調査開始前の申請の場合（告示(8)(a)に基づく免除要件））

- ・ ターゲットを絞った立入調査(targeted inspection)が実施できるような証拠を提出する必要がある（立入調査を行うための基準（「合理的な疑いを持つ」の要件）よりもハードルが高い。）。具体的には、カルテルの目的、内容、影響を及ぼした地理的範囲、推定市場規模、具体的な接触の内容等に係るコーポレート・ステートメント及び証拠を提供するものとされている（告示(8)(a)、(9)、(10)）。
- ・ 「ターゲットを絞った立入調査」を可能にするかどうかは、事前の観点から判断される。実際に立入調査が実施されたかどうか及び立入調査が成功したかどうかということの影響を受けない。

【ヒアリング結果（抜粋）】

- ・ 免除申請が迅速に行われるよう、申請段階では包括的で詳細な情報の提供は求めているのであって、減額申請者に対して要求するよりも要求する情報量は少ない。（カルテル審査担当者）
- ・ 立入調査を可能とするためには、カルテルの機能（価格を合意により設定しているのか、顧客分割をしているのか等）、カルテルの仕組みが明らかにされる必要がある（カルテル審査経験者）。
- ・ 会合に参加した人物、日程、市場、製品分野等に関わる証拠又は情報を用意する必要がある。（欧州実務家）
- ・ 免除申請者との間では、立入調査の前から密なやり取りを開始する。また、免除申請者が提出した証拠が要件を満たさないことが明らかである場合（他に免除申請者がいない場合に限る。）には、その旨を免除申請者にインフォーマルに告げて、証拠を追加する機会を与えるという対応が採られている。（カルテル審査経験者）

(調査開始後の申請の場合 (告示(8)(b)に基づく免除要件))

- ・ 調査開始後に免除が認められるのは、申請者が提出した情報及び証拠により、欧州委員会が違反行為の認定をすることができる場合に限られる。申請のあったカルテルについて、欧州委員会が既に違反行為を認定するに足る十分な証拠を有していた場合には、免除は認められない(告示(10))。調査開始前の申請要件と同様に、カルテルの目的、内容、影響を及ぼした地理的範囲、推定市場規模、具体的な接触の内容等に係るコーポレート・ステートメント及び証拠を最初に提供する必要がある(告示(8)(b), (9)(a), (11))。
- ・ 「違反行為の認定をすることができる」という基準は、減額を認める基準(「重大な付加価値を有する証拠」(後記8頁)という基準)よりも厳しいものとされている。申請者の提出した証拠が、免除要件は満たさないが、減額要件は満たすとして減額が認められたケースもある。

(運用状況)

- ・ 2002年告示以降に減免申請が行われた事例であって、その詳細が明らかになっているのべ35件の事例のうち23件において告示(8)(a)に基づく免除が認められ、5件において告示(8)(b)に基づく免除が認められ、残り7件については免除された者が存在しない。

【完全協力義務】

事業者は、申請の提出時から欧州委員会による行政手続の全般を通じて、継続的に、迅速に、誠実に、かつ、全面的に欧州委員会に協力する必要がある。

(証拠の提出義務)

- ・ 自らが所有することとなった又は入手可能なカルテルに関係する全ての情報及び証拠を欧州委員会に対して速やかに提供する必要がある。
- ・ 事後に損害賠償請求訴訟で責任を追及される可能性が増大することを理由として、カルテルに関連する全ての関連情報及び証拠を欧州委員会に迅速に提供する義務が軽減されることはない。

【ヒアリング結果(抜粋)】

- ・ 事後的に行う情報提供等も含めると、申請に要する労力は、免除の場合と減額の場合とで変わらない。(実務家)
- ・ 証拠を出し惜しみしている事実は、欧州委員会が調べなくても、他社のもたらした事実により明らかになる可能性がある。その場合、減免が得られなくなるのだから、出し惜しみはすべきではない。(実務家)
- ・ リニエンシー申請者が提供した情報の保護が十分でない状況下にあっては、損害賠償請求訴訟で責任追及が行われることを懸念して、申請者が情報・証拠を提出しないという行動を取るようになるおそれがある。(カルテル審査経験者)

(欧州委員会の要求に対する応答義務)

- ・ リニエンシー申請者は、完全協力義務の一環として、欧州委員会からの情報・証拠提出要求に対し迅速に回答しなければならない(告示(12))。

(従業員等による協力の確保)

- ・ 申請者は、現職の従業員及び役員を欧州委員会による聞き取り調査に対応させる義務を負う。退職した従業員等については、可能な限りで、協力を確保する義務を負う。退職して職を離れる予定の従業員については、当該従業員を在職させる措置を採るよう要請している。

(その他)

- ・ 申請したカルテルに関する情報及び証拠を破壊、偽装又は隠匿してはならない。
- ・ 欧州委員会の同意があった場合を除き、欧州委員会が当該事件の異議告知書を発出する以前に申請を行った事実及びその申請のいかなる内容も公表してはならない(告示(12)(a))。

【カルテルの終了】 事業者は、調査の完全性の保全のために合理的に必要であると欧州委員会が認める場合を除き、申請後直ちに当該カルテルへの関与を終了しなければならない(告示(12)(b))。

【欠格要件】 他の事業者に対しカルテルへの参加や残留を強要した事業者は制裁金免除の資格がない。(告示(13))。

3 制裁金の減額

減額申請の手続は、基本的に免除申請の場合と同様（ただし、マーカー制度、仮申請は存在しない。）。減額が認められる要件としては、免除に係る要件と同様に、全面協力義務、申請の非公表、カルテルの終了等の義務を履行するとともに、欧州委員会が既に入手している証拠に照らして「重大な付加価値を有する(significant added value)証拠」を提出する必要がある(告示(24))。

(1) 減額幅及び対象事業者数

- ・ 一番目に減額要件を満たした申請者には 30%から 50%の範囲で、二番目に減額要件を満たした申請者には 20%から 30%の範囲で、三番目以降に減額要件を満たした申請者には最高で 20%で制裁金を減額する（具体的な減額の水準は、証拠が提出された時点及びその有する付加価値の程度を考慮の上、欧州委員会が決定する）(告示(26))。
- ・ 減額を受けられる事業者数に制限はない。欧州委員会は、合計して何社に減額を認めるかについて裁量により決定することができる。

(2) 「重大な付加価値を有する証拠」について

- ・ 重大な付加価値はあるかどうかは、証拠を提出した時点で、欧州委員会が既に入手している証拠に照らして判断される。また、「付加価値」は、カルテルについて欧州委員会が立証を行う能力を高める程度により決まる。
- ・ 付加価値の大きさを決めるのは、証拠の性質及びその詳細さであり、一般的には、下記のように考えられている。
 - ① 違反行為後に作成された証拠よりも違反行為時に作成された証拠の方が重大な価値を有する。
 - ② 問題となる事実と直接関係し違反行為を立証する証拠は、単なる間接証拠よりも重大な価値を有する。
 - ③ 他の証拠による補強が必要な証拠よりも、そのみで説得力のある証拠(compelling evidence)の方が重大な価値を有する。
- ・ 具体的にいかなる証拠を提供すれば重大な付加価値を持つと判断されるのかについて、欧州委員会から事業者に対して助言又は示唆が与えられることはない。助言又は示唆を与えることは、行政上の平等な取扱い原則に反し、許されない。

【ヒアリング結果（抜粋）】

- ・ 重大な付加価値を持つと判断されるために必要な証拠の量は、ターゲットを絞った調査を可能にするために必要な情報又は証拠の量よりも多く、重大な付加価値を持つといえるためには減額申請者は「カルテルの全体像」を明らかにする必要がある。（カルテル審査担当者）
- ・ 重大な付加価値を持つ証拠が何であるかを明らかにすれば、それ以外の証拠は提出されなくなる可能性があり、そのような観点からも、欧州委員会が具体的にいかなる証拠に重大な付加価値があるのかについての示唆等を与えることはない。（カルテル審査担当者）
- ・ コーポレート・ステートメントは数百頁という分量になることが多く、これにたくさんの証拠を付けて提出している。（実務家）

(3) 減額率の決定

- ・ 欧州委員会は、制裁金の減額申請を行った事業者それぞれの最終的な地位を評価する際に、提出された証拠が重大な付加価値を有したか、完全協力義務の履行やほかの条件を満たしたかを判断し、減額率を決定する（告示(26)、(30)）。
- ・ 欧州委員会は、減額率の決定について広い裁量を有する。
- ・ 証拠を提出する時期は、減額率を左右する重要な要因となっている。証拠の付加価値は、欧州委員会が既に入手している証拠と照らし合わせてその大きさが判断されることから、欧州委員会の手持ち証拠が少ない早い時期の方が、付加価値が大きいと判断されやすい。

【ヒアリング結果（抜粋）】

- ・ 制裁金のベースとなる額の決定について欧州委員会が裁量を有し、重大な付加価値の有無が事前には分からない中で、さらに、減額率の決定について欧州委員会が裁量を有することで、追加的に減額申請の意欲が損なわれることはなく、制裁金額が大きく減額を受けることの利益が大きい場合には、減額申請は行う。（実務家）
- ・ 減額申請は事業者としてかなりの負担を負うことになることに加えて、減額が受けられるかどうかや減額率について不透明性があることから、減額申請には慎重にならざるを得ない。（実務家）

(4) 部分的免除制度 (Partial immunity)

減額申請者が提出した証拠から、欧州委員会が新たな事実を立証することができるようになり、かつ、これにより違反行為の対象範囲や継続期間等が増大する場合、欧州委員会は、新たな事実を考慮に入れて、当該拡大された違反行為の対象範囲又は継続期間等については、当該証拠を最初に提供した事業者に課すべき制裁金を設定することはしないこととしている(告示(26))。

(5) 比較・検討

- ・ 減額の可否及び減額率の決定に当たり、EUでは、申請の順序に加えて、証拠の質や貢献度を考慮している(米国、ドイツ、英国においても減額の決定に当たって証拠の質や貢献度を考慮している。他方、日本では申請の順序により減額の可否と減額率が決まる。)
- ・ 減額を認める事業者の総数の決定について欧州委員会は裁量を有するが、これは国際的には例外的なことではない。むしろ、あらかじめ減額を認める事業者の数が固定されている立法例のほうが少なく、総数をあらかじめ決めている国は、OECD加盟主要国・地域の中では、日本のほかに台湾がある。

4 リニエンシー枠外での協力

- ・ 重大な付加価値を持つ証拠を提出していない、完全協力義務を果たさなかったなどの理由により制裁金の減免が認められない場合であっても、事業者が欧州委員会の調査に相当の貢献をしている特別の事由があるときは、欧州委員会は「制裁金額の設定に関するガイドライン」に従い、リニエンシーの枠外協力扱いとして配慮し、制裁金の減額を行うことができる。
- ・ 正式に減額の申請を行わなかった事業者に対しても、委員会に対する協力をを行い、協力の内容がリニエンシー告示に規定される減額の要件を満たす場合には、制裁金の減額が行われることがある。

5 ステートメントの提出方法等について

- ・ 欧州委員会に提出されたコーポレート・ステートメント及び証拠に第三者がアクセスすることができると、これが利用されて、リニエンシー申請対象のカルテルに関係して行われる別の手続（損害賠償請求訴訟、刑事手続等）において、リニエンシー申請者が不利な立場に立たされ、リニエンシー申請のインセンティブが損なわれる可能性がある。
- ・ 上記問題へ対処するため、コーポレート・ステートメントは、口頭で提出することができる（告示(32)）。この場合、欧州委員会の施設内で録音が行われ、反訳が作成されることになる（告示(32)）。
- ・ 口頭でコーポレート・ステートメントを提出することにより、米国のディスカバリー制度へ対する問題は解決されたとの見方がある。
- ・ 現在大きな問題になっているのは、リニエンシー申請者が提出した証拠に対する他のリニエンシー申請者による証拠へのアクセスの問題である。

6 結果の公表

- ・ 欧州委員会がリニエンシー告示を適用した上で制裁金を免除又は減額をする決定をした場合、その全件について、事件の概要を公表（プレスリリース）され、Official Journal（官報）に掲載される。ただし、欧州委員会が免除又は減額を認めなかった場合には、それが拒絶された経緯は公表文書（プレスリリース及び官報）では明らかにされない。
- ・ 免除又は減額を認めるかどうかの判断の理由は、欧州委員会の決定文で明らかにされる。欧州委員会の決定文には、一般に公開される決定文（non-confidential version）とそうでないもの（confidential version）とがあるが、その両方の決定文において、制裁金の免除又は減額の申請を行い、リニエンシー申請に係る決定とその理由が記載されている。ただし、一般に公開される決定文では、リニエンシー申請に係る決定の理由のうち、その一部が非開示とされる場合がある。。
- ・ 減免に係る決定理由を決定書上で明らかにすることは、①裁判になった場合に、なぜ委員会がそのような結論に至ったのかが明らかになっている必要があることに加え、②決定理由を記載すれば、どのような行為を行えば減免を得られるか又は得られないのかを広く知らせるとともに、例えば、不正行為を行えば減額率が下がるということを知らせるという教育的効果も持つ。

7 司法審査

- ・ 欧州委員会による「重大な付加価値を有する証拠」の有無（欧州委員会が減額を認めるべきであったか）に係る判断は、司法審査に服する。
- ・ 欧州司法裁判所の判例によれば、欧州委員会の決定の取消しを求める事業者は、自身が提供した情報によりはじめて欧州委員会が違反行為の基本的要素を立証できたことを示さなければならないとされている。
- ・ 実務家の中には、欧州一般裁判所においては欧州委員会の決定が容易に支持される傾向があるとして、司法審査は十分に行われていないという批判もみられる。

8 リニエンシー手続の担当者

- ・ リニエンシー申請を受け付け審査する者と、カルテル審査を行う者との間には、部門の別は存在せず、日本における課徴金減免管理官に当たる職種は存在しない。減免管理官のような職を特別に設けるのは加盟国レベルでもまれであり、オランダ等に限られる。

9 リニエンシー制度の効果の検証について

- ・ 欧州議会（2009年4月2日）における欧州委員会の説明によれば、2002年から2008年までの間の免除申請件数は107件、条件付免除件数は58件（うち、条件付免除が取り消されたのが1件）、減免申請を基にして立件し異議告知書を出した件数が46件（他方で、減免申請を基にせず立件し異議告知書を出した件数が6件）である。
なお、これら件数は、この期間の間に出された申請、免除等の数を示すものであって、冒頭にある107件のその後の経緯を追跡して出された数値ではない。
- ・ 欧州委員会の行う立入調査のほとんどが、免除申請者が提供する情報・証拠に基づいて行われているとみられている。

10 「アムネ스티プラス」制度導入の可能性について

- ・ 1999年にアメリカで導入された制度。商品Aの市場において第1位のリニエンシー申請を行えなかった申請者が、内部調査等により発見した、商品Bの市場におけるカルテルを最初に司法省に申請した場合、商品Bについてリニエンシーを獲得するとともに、司法省が量刑裁判所に対して、商品Aの市場におけるカルテルについて、両商品に係る調査を考慮した量刑を行うよう勧告するもの。申請が可能であったにもかかわらずなされない場合には、「ペナルティプラス」として、罰金額が増額されることになる。
- ・ EUでも、アムネ스티プラス制度導入が検討されたが、アムネ스티プラス制度がなくても、隣接する分野でのリニエンシー申請を行うインセンティブを事業者が有していること、米国とEUの法執行の方法の違い等から導入は見送られた。

11 国際カルテルに係るリニエンシー申請

- ・ 日本の実務家によると、リニエンシー申請を最初に行うべき競争当局は、米国司法省及び欧州委員会であり、第二に刑事罰のある国である。米国司法省については、刑事罰があることと、民事訴訟において三倍額賠償を避けることができることによる。欧州委員会については、制裁金の額が高いためである。

4 まとめ

- ・ リニエンシー制度が実効的に機能する前提は、事業者に対し予測可能性が確保されていることであり、EUにおける制度改正も、制度運用における委員会の裁量を抑制し、事業者に対し予測可能性を確保する意義があったといえる。
- ・ しかし、日本の課徴金減免制度と比較すると、EUにおいては、提出する情報・証拠の価値、協力義務の履行等の評価について、欧州委員会に裁量があることが大きな特徴であり、実務家によっては、事業者に対する予測可能性の欠如を指摘する意見もある。
- ・ 本研究は、EU競争法の制度全体から検討し、他国のリニエンシー制度との比較検討を行っているところ、その結果、EUのリニエンシー制度を他国の制度と単純比較して予測可能性の欠如を問題として指摘できない。また、一定の裁量性が存在することによってリニエンシー制度の実効性が向上している可能性がある。
- ・ EUにおいては、リニエンシー制度のみならず、その前提となる違反行為の構成要件、裁量的な制裁金制度、違反行為の立証方法、またその統制としての司法審査、情報開示の方法・範囲等、広い視点からリニエンシー制度の改善が検討されてきたのであり、この点は、我が国における課徴金減免制度の在り方について検討する場合においても参考となる。

5 補論(和解制度)

1 和解制度の概要と制度趣旨

- ・ 2008年7月に導入された制度である。通常の手続と比べて、異議告知書及び決定書の内容が簡易なものになる上、リニエンシー制度による減額措置に加えて、制裁金が一律10%減額される。
- ・ 対象行為は、水平型カルテルであり、リニエンシー申請者も対象となる。
- ・ 制度趣旨は、審査手続の簡略・迅速化により、人的・物的資源を有効活用することである。

2 特徴と評価

- ・ 審査対象者による違反行為の自認を要し、この点、欧州競争法における確約制度とは異なる。
- ・ 審査手続の迅速化を目的としているため、対象者全員に同時進行的に差別的な取扱いをしないで手続を執行している。
- ・ 委員会が下す決定であることから、上訴することは可能であるが、上訴による時間的・金銭的負担の軽減も考慮され同制度が導入されていることを考えると、馴染むものではなくメリットも少ない。
- ・ 和解制度は、証拠収集・調査目的ではないことから、リニエンシー制度を阻害するものではなく、両制度は、両立・併存する制度である。